

第42回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成22年4月23日（金）

午前10時～11時50分

文部科学省・第1講堂

〔出席者〕

（委員）前田主査，林副主査，沖森，金武，笹原，高木，武元，出久根，東倉，納屋，濱田，松村，やすみ各委員（計13名）

（文部科学省・文化庁）清木文化部長，匂坂国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第41回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 「改定常用漢字表」に関する答申案（素案）

〔参考資料〕

- 1 「改定常用漢字表」に関する試案
- 2 意見募集における意見の内容一覧（基本的な考え方，字種の追加削除）
- 3 意見募集における意見の内容一覧（音訓関係，字体関係，その他）
- 4 「改定常用漢字表」に関する試案」に対する意見

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から，配布資料2「改定常用漢字表」に関する答申案（素案）」について，「改定常用漢字表」に関する試案」からの修正点を中心に説明があり，質疑応答の後，意見交換が行われた。その結果，配布資料2で示された素案が了承された。なお，本日の意見を踏まえた文言修正等については，前田主査に一任することとなった。
- 4 清木文化部長からあいさつがあった。
- 5 4月26日に予定されていた予備日は使わないこと，次回の国語分科会は5月19日の午前10時から正午まで，旧文部省庁舎の第2講堂で開催することが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○前田主査

ただ今の，事務局からの御説明及び補足説明について，まず何か疑問の点などがあればおっしゃっていただければと思います。

○松村委員

先ほどの手偏の説明の中で，明朝体の字形そのものがはねていないものについて，例えば木偏であるとか，糸偏であるとかについてははねてもいいというような形で例示をしているが，手偏については，明朝体の漢字そのものがはねているので，ここに例示することによって，逆に，混乱が生じてくるおそれがあるのではないかというお話がありました。その時に，例えば弓偏というお話が出ていたんですが，弓偏以外にも何か問題になった，

こういうところにも混乱を招くというような例は、ほかにもあったのでしょうか。それについて、お聞かせください。

○氏原主任国語調査官

当初は入れる方向で考えていました。ただ、明朝体の活字としてはねていない、それをはねてもいいですよというのが、先ほど見ていただいたように、当用漢字字体表以来例示されてきたわけです。更にはねている形になっているものについて、止めてもいいですよということになると、明朝体字形がはねていない場合には、はねても止めてもいい、はねている場合にも、やはりはねても止めてもいいということになるわけです。そうすると、はねと止めについては、どちらでもいい、全部自由でいいということになるおそれはないだろうかということです。その議論をした時に、漢字ワーキンググループで、弓偏の話が例として出たのですが、特にほかの例というのは出ていなかったと思います。

それと、漢字指導については、柔軟な指導が必要だというような御意見を頂くわけですが、手偏をはねなくてもいいと例示した場合、そういった柔軟な指導につながっていい結果をもたらすのか、もともと活字字形がはねていないものははねても止めてもいいとされているわけですから、今回、はねているものをはねても止めてもいいということにした場合には、はね・止めについては、ほとんどどちらでもいいということになります。何でもいいという形になってしまって、混乱をもたらしてしまうのか、あるいは、さっき申し上げたように、どちらでもいいですよということで、それが柔軟な指導という方向につながっていくのかということの中で、漢字ワーキンググループでもかなり議論になって、この辺りは相当難しい問題ではないかということになりました。

このままの形であれば、これまでもこの形で来ていますので、新たな問題にはならないのですが、今回ここに新たに入れるということはそれなりに注目されますので、そのときに今言ったようなことで、どちらにつながっていくのかという判断が非常に難しい。是非これについては御意見を頂いて、それを基に漢字ワーキンググループで、今入れない形で提案しているわけですが、このままでいいのか、やはり入れた方がいいのかという辺りをもう一度検討してみたいということでございます。

○武元委員

大変細かいことで恐縮なんですけれども、(19) ページの「特定の字種に適用されるデザイン差について」というところで、特定の字種に適用されるデザイン差というのは、以下の(1)～(4)に示す文字にのみ適用するもので、他の文字に及ぼすことはできないというふうに書かれているんですけれども、これが及ぶという範囲は、いわゆる常用漢字の範囲だけと考えていいのかどうか。それから、もう一つは他の文字というのが、部分ではなくて、独立した個々の文字のことを指すのかという、その二つのお尋ねです。

と言いますのは、例えば「^{きば}牙」ですと、^{きやう}厩舎の「厩」というのはいろいろな形のものがあります。それから、二つ目の質問につきましては、衛生の「衛」はこの形がほとんどはスタンダードな形になっていると思いますけれども、中には違うものがあるんじゃないかと思うんです。ということは、この「及ぶ範囲」というのをどのように解釈したらいいのかちょっと難しい問題があるんじゃないかと思ったんですが、いかがでしょうか。

○氏原主任国語調査官

ここで、他の文字に及ぼすことはできないと書いている範囲は、これは「常用漢字表」ですので、常用漢字表の中の他の文字ということです。例えば「^{しか}叱る」、これは「口十七」と「口十七」という、もともと別字だということは漢和辞典に書いてあるとおりですが、

それが正しいかどうかは別として、これを他の文字に及ぼすことができるとすると、どうなるのかという問題です。これは、「七」の部分と「ヒ」の部分の字形が異なるわけです。これをそのまま及ぼしてしまうと、漢数字の「七」を、この「ヒ」の形にしてもいいことになってしまいます。それでは、困るだろうということです。

それから、今「牙」についても御指摘いただいたんですが、例えば「牙」ですと、これを「発芽、芽が出る」の「芽」に及ぼすとどうなるかと言うと、「発芽」の「芽」については「牙」の上に草冠が付いているだけです。そして、実際には、19ページの一番右側の形になっているわけです。縦画が中に入っている形です。これを今回使われている掲出字体の字形、(3)の一番左側の「L」の「牙」ですが、これを「発芽」の「芽」に及ぼすと、「L」の形にしてもいいことになって画数が変わってしまいます。現在、「発芽」の「芽」については、(3)の一番右側の「牙」の上に、草冠が付いた形で安定しているわけです。そこを混乱させたくないというのが基本的な考え方です。

「衛生」の「衛」とか、「偉大」の「偉」とかについては、「韓国」の「韓^{かん}」が関係してきます。これもこの「韓国」の「韓」の例で言いますと、「L」に作る場合には、「牙」と同じで1画減ります。ですから、この4に挙がっているものをどんどん及ぼしていくと、漢数字の「七」は、「ヒ」の形にしてもいいんだなとなってしまったりする、そういう問題が起こってきますので、ここに挙がっている字形のバリエーションについては、その文字だけに限定して認めることにしましょう、という趣旨です。

ただ、この示し方が分かりにくいというところはあるのかもしれませんが。例えば他の文字に及ぼすというのは一体どういうことなのか説明を加えた方がいいとか、その辺りについては漢字ワーキンググループの委員の方からも補足をお願いしたいと思います。

○前田主査

いかがでしょうか。疑問というよりは意見の方にだんだん入ってくるような感じがしますが、疑問の点はよろしいでしょうか。(→ 挙手なし。)

質問については、ここで一応打ち切りまして、ただ今の説明についての協議に入りたいと思います。協議の進め方ですけれども、全体を前文の部分、23ページまでと、前文部分以外、つまり漢字表と参考の二つに分けて御意見を頂きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは、前文の部分、23ページまで、これも16ページまでのところと字体についての解説とがありますが、まず、16ページまでの部分について、御意見を頂きたいと思います。基本的な考え方のところですが、これまでたびたび議論してまいりましたから、おおよそ御理解いただいているものと思います。今日、文を直したところなどもありますので、特にそういった点について御意見がありましたら出していただければと思います。

○高木委員

今日の御説明にあった傍線以外のところの、前文の中でもよろしいでしょうか。

○前田主査

傍線以外のところでも何かございましたらどうぞ。

○高木委員

5ページの「漢字を手書きすることの重要性」の本文の9行目なんですが、「反復練習を行うことが重要である」とあります。確かに重要なんですが、教育の方から言うと少し強過ぎるのかな、「行うことも必要である」ぐらいかなと思うんです。重要であるとする、

実は小中学校の指導時数その他を考えると、漢字の書き取りの反復練習の時間だけを多く取ることもできませんので、その辺りを余り強調し過ぎる、し過ぎているかなという感じを受けました。

と申しますのは、先ほどの手偏の問題とも関係するんですが、16ページの「学校教育における漢字指導」ということで、昭和56年からも載っておりまして、ここにかなり意味が含まれておりまして、例えば、点線の枠囲いの中の「常用漢字表の趣旨、内容を考慮して漢字の教育が適切に行われること」、この「適切に」にということは非常に含みのある言葉だと思っております。例えば、先ほどの手偏のはねも、これは教育上の配慮として考えていくべきことが一つあると思いますし、教育上の配慮と言いますと、もう既に常用漢字の数は196字増えてしまっている。ある意味で、教育上の配慮から言うと増えて大変になっているわけで、子供たちの負担が多くなるという意味も、そこには加わってくるわけです。そこで、やはりこの「漢字の教育が適切に」ということと、あわせて、先ほどの適切に行われる範囲で、前文の中に「反復練習を行うことが重要である」と余りに強調し過ぎますと、漢字だけが学校教育の中で突出するということがありますので、この辺りの御検討を頂くと、全体に少し柔らかな文調になるのかなと思っております。

○林副主査

特に教育の現場でいろいろ経験をなさった委員の皆様には、ただ今の点について、もし、御意見があったらお聞かせいただきたいと思います。もし、御意見がなければ、ただ今のことを承って、漢字ワーキンググループで検討した上で、この漢字小委員会はこのままで行きますと今日が最後になると思いますので、国語分科会でそれを御確認いただく、そういう進め方になるだろうと思います。そういうことがございますので、特に小学校、中学校、高等学校等で教育の御経験のある委員の方に、もしこの点に関して御意見があれば、ここで今伺っておきたいということでございます。

○松村委員

最初にこの漢字の反復練習という言葉が出てきた時点で、私も「？」を付けておいたんです。反復練習という言葉そのものが、漢字を、例えば「反復」なら「反復」という字を10回書いて、何回書いて、次の10回も書いてというような、本当に単純な反復練習という意味では、余りいい指導法ではないというふうに思っていたんですが、文脈の中で、その漢字についての読み書きを反復練習するということが、ほかの読むことや、書くことや、それから話すこと、聞くことの、そういう中で繰り返し行われるという意味では、ここにこういうふうに書かれてもいいだろうなというふうに私もずっと思っていました。

今、高木委員の御意見を伺いながら、練習を行うことが重要であるという、「重要」という言葉にポイントを当てるよりも、「行うことも必要」だというふうにすることで、漢字の学習にもう少し幅が出るようなニュアンスがありますので、今の御意見には賛成です。

○前田主査

そのほか、今のことについて、何か御意見ありますか。それでは、またこの点については後で私どもで考えさせていただくとしまして、そのほかの問題について御意見を伺っておきたいと思います。

○林副主査

先ほど氏原主任国語調査官から御説明があった中で、もう一度大事なところだけ確認させていただきたいと思います。7ページの振り仮名についての書き方、それから12ページ

の障害の「害」です。これについて触れた部分というのは、先ほどの御説明の中でも特に大事な点かと思いますが、御意見がなければ、このところも含めて御承認いただいたという判断をさせていただきます。それでよろしいかどうかということでございます。

○濱田委員

今回追加になった、林副主査が御指摘になりました7ページの波線の部分では「振り仮名等」を用いて、その前の試案では、11ページ、仮名書き・ルビ使用でという、「ルビ」という言葉を使っていますけれども、こういうのは同じ振り仮名とか、ルビとか、統一しなくても、こだわる必要はないんでしょうか、この前文の中では…。

○林副主査

注意すべき点を的確におっしゃっていただいて有り難く思います。11ページの「ルビ」というのは、常用漢字表の時の書き方をそのまま継いでいるところでございます。それでこの部分につきましては、これまでの書き方を踏襲した。その後「ルビ」という言葉が余り一般的によく承知されていないということがあって、それで、特にこの7ページでは「振り仮名等を用いて読み方を示すような」、「振り仮名」という言い方にもいろいろ御意見が出たりいたしましたので、工夫に工夫を重ねて、ここはこういうふうに書きました。「ルビ」につきましては、これまでの文章を踏まえてそれを引用したところに相当しますので、合っておりません、一致しておりませんが、そういう意味でございます。

○納屋委員

7ページの「振り仮名等を用いて読み方を示すような配慮を加える」というふうに、「読み方」というふうに補ってくださったことで、とてもよく内容が分かるようになっていると思います。12ページについても、これは社会の動きの方ですから、そういうふうに動いている「害」の字の取扱いの問題ですので、このとおりだと私も考えました。

それで、今回加えられている9ページのところなんですけれども、9ページの「現実の社会生活で使用されている漢字が増えていることにより」という、ここの2行を加えられてございますね。これで、言わばこの現行の常用漢字表が出されている昭和56年の辺りの社会の動きからして、和文タイプだったでしょうか、それからワープロに行って、コンピューターに行ってという、書記環境がだんだんと私たちの方にうまく整えられてきているというところが補われているんだと思いますので、こういうふうに書き加えていただくのはとてもよく分かると思いました。同時に、学校教育への配慮の問題のところでは、戻るのでありますが、「反復練習」というふうに、指導法にこだわると重要だと言われると言い過ぎではないか、確かに高木委員がおっしゃることはとてもよく私も感じます。小中学校の問題というだけでは済まないだろうと思っています。練習が重要だということ、それから反復練習が必要だということ、その使い分けについては、一度きちんと整える必要があると感じました。

○東倉委員

今、御指摘がありました9ページの一番上の2行なんですけれども、ここには漢字が増えているということと、それから社会生活と文字使用の実態の乖離かいりが生じているという、二つのことが書いてあるわけなんですけれども、漢字が増えているということは、私も確かに主観的にはそのように感じるわけですが、客観的にこれを示すデータは、これまでに取られているんでしょうか。

○林副主査

実は私どもも詳しい客観的なデータがあればそういうものも活用したかったのですが、残念ながら純粹に比較できるような方法や、それから調査の結果というのはありません。私どもも現在の使用実態を見てある程度、主観的になりますけれども、それで判断せざるを得ない。結果的に、こうやって大量の漢字を調べてみると、最初に私どもが感じた漢字の多用化傾向は認められるというふうに判断してよろしいのではないかと、そういうところから議論が出発していると、御理解いただいていいのではないかと思います。

○東倉委員

漢字が増えているということが客観的なデータとしてないのなら、ここであえて言うことはなくて、現実の社会生活で使われている漢字と現行常用漢字表に示された漢字との実態がずれているということだけでも十分かというふうに思います。これは前文にも出てくるので、そことも統一を取らなければならないと思います。

○氏原主任国語調査官

今の東倉委員の御指摘はもっともな御指摘だと思いますので、もし前田主査、林副主査がよろしければ漢字ワーキンググループでもう一度検討したらいかがでしょうか。重要なことは、増えているか増えていないかということよりも、実感として常用漢字表に入っていない漢字がたくさん使われているというのは、これは明らかですし、そこが重要なわけですので、そういった観点から漢字ワーキンググループで検討したらいかがでしょうか。

○林副主査

いずれも、高木委員のおっしゃったことは教育の面から非常に注意すべき重要なことでございますし、今、東倉委員のおっしゃったことは、我々の基本的な認識をきちんと表現しているという部分で、大変重要な御指摘だと思いますので、今、氏原主任国語調査官が言われたように、漢字ワーキンググループでもう一度よく検討した上で次回の国語分科会でお諮り申し上げたいと思います。

○武元委員

7 ページのことなんですけれども、「このような配慮をするに当たっては文化庁が調査した…」というくだりがございますけれども、これは恐らく「語彙」の「彙」などのことが念頭にあってこのように付け加えられたんだと思うんです。しかし、いったん常用漢字表に入れるということであれば、ここまで及び腰になる必要はないんじゃないかという気がしまして、配慮すること自体は必要かもしれませんが、ここまで言う必要はないんじゃないかと個人的には思いました。

○前田主査

今の件については、事務局からお願いいたします。

○氏原主任国語調査官

これもやはり議論していただく必要があると思うんですが、ここに最終的に加えた理由は前々回か前回か、納屋委員から、振り仮名という名称になっていたわけですけれども、「振り仮名を使うに当たっては…」という記述に対して、何かそういう調査のようなものがあるのかという、お尋ねがあったことによります。表の中の字について、ルビを振るかどうかを判断するときに、何かそれに資するようなものがないかと言うと、今回の調査が

正にそれに当たるわけです。そういう経緯でここに書き込んだわけですが、あえて入れるまでもないというような御意見がほかにも出てくるのであれば、この記述を削除することもできると思いますので、ほかの委員の方からも御意見を伺ったらいかがでしょうか。

○前田主査

今までのところの16ページまでのところ、そこまでのところで、幾つか表現についての疑問が出されましたけれども、それらについては私どもなおもう一度考えてみたいというふうに思いますが、おおむねとして、今の文面で大筋をお認めいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○林副主査

その前に、武元委員の御意見がございましたので、それについてほかの委員のお考えも伺いたいということでございますから、武元委員の御意見について、何か関連して御意見があったらどうぞ御自由に御発言いただきたいと思います。

○金武委員

今までの、現行常用漢字表は原則としてルビを付けないということになっていたのが、今回は字数が増えたことその他でルビを振る必要も、文脈においては振ってもいいということは、やはり入れておく必要があるので、この記述の追加はいいと思います。そして、その基準について、つまり国民のどの程度が読めるのか、読めないのかという調査がきちんとしたものがあればなおいいんですけども、文化庁がそれに近いものを意識調査としてされた。これは、やはり参考になるので、当然ここに付け加えていいと思います。

○出久根委員

私は、この振り仮名は、大いに活用すべきだろうという意見なんです。この文面で言いますと、配慮すべきことであろうというのは何となく及び腰のような表現ですので、この辺りは、例えば積極的に活用するとか、そういう形でもっと強く踏み出してもいいのではないかというのが私の意見です。

○林副主査

23ページまでということで今お考えを伺っておりまして、これまでのところにつきましては、御指摘のあった点については漢字ワーキンググループで検討し、次回の国語分科会で御検討いただく。残っている問題としては、先ほどの手偏の問題がありまして、これは23ページまでに含まれますので、その点に関して、もう少し御意見がありましたら伺っておきたいと思います。これも今日結論の出るような問題ではありませんが、そういうものを受けて、最後のまとめに臨みたいと思います。

○高木委員

先ほどの意見とかなり重なるところですが、16ページに、「(2) 学校教育における漢字指導」というのがございまして、ここには現行の常用漢字表の答申前文が載せてあるわけです。これ以外に、学校教育にかかわる配慮については今回載せられておりませんので、例えば、先ほどこの中で話題に出ました教育上の配慮事項は学校教育の中の指導で対応する場合もあるとか、そういったような内容を今回、どこかに盛り込むというのは一つの方法だというふうに思います。

○前田主査

学校教育の場でいろいろ御検討いただく、これは当然のことだと思います。文面としてというわけですか。

○高木委員

例えば、今問題になっている手偏についても、指導者によって、はねを認めたり、認めなかったりという事例もありますし、学習指導要領に示されている字体については、これはきちんとはねが入っておりますので、小中学校の先生は御指導されるときにかなり正確に指導していかなければいけないという配慮の下に、手偏について、止め、はねをかなり厳重に見ている場合もございます。そうすると、例えば手偏がはねないという場合に×になったりするという事例も出てきていまして、そういうのはこの常用漢字表において示すことではなくて、学校教育の指導の中で配慮するんだということを、この常用漢字を示す中で示しておくということがある意味を持ってくると思っております。そういう発言だと御理解いただければと思います。

○林副主査

よく分かりました。その点についても大変大事な角度だと思いますので、先ほどと同様に漢字ワーキンググループで考えさせていただきたいと思います。

○松村委員

手偏の問題は、学校教育だけで配慮すべきものなんでしょうか。実は、私は今日これが最後の漢字小委員会になるんだろうなと思って、手書きのところ、多分今後は、「改定常用漢字表」が決まれば、それについて、学校教育の中で漢字指導はどうあるべきということについては、「改定常用漢字表」の、この前書きの部分なり、今ちょうど議論になっている20何ページまでの、ここの部分を丁寧に教員の方で見直しをして、漢字指導に生かしていくという形で、私は今後は先生方に話をしていくべき立場なんだろうなと思っていました。その観点で、それでは、どういうふうに印刷字体と手書きとの関係を押さえているのかということの一つずつ見直しをしていったら、引っ掛かるのは手偏の部分だったわけなんです。今日持ってきたのは、3月24日の漢字小委員会の議事録と、それからその前の1月29日の議事録なんですけれども、そこの2回のところで手偏については問題になっています。一方で、手書きを、はねるか、はねないかで漢字の○、×を付けるというような指導に関して、枝葉にこだわったような漢字指導は良くないんだというような、阿辻委員のお話とか、この間の井田委員の意見などを聞きながら、そうだなと私自身も思っていたんです。今日の事務局からの先ほどの御説明で、私は今日は納得はしたんですが、明朝体の活字の段階ではねていないものについては、はねてもいいという示し方の中で、活字がはねているのに止めてもいいという例として手偏を出すことにおいて、ほかの漢字に及ぼす影響が大きいから、これは混乱するのではないかという意見と、一方では、漢字指導はもう少し大らかであるべきだ、先生方が子供たちが漢字嫌いにならないように、もう少し大らかに受け止めて指導すべきだという意見、そして、ここに手偏の例を書き込むことによって、漢字の教育に混乱が生じるのではないかという懸念ということで納得しました。しかし、その両方が自分の中で、どうしたらいいんだろうというふうにならずに思っているんです。漢字を書くということは、学校教育がベースにはなるんだけど、そこだけで考えていいんだろうかということがちょっと疑問なんです。

逆に、私は一つ本当に質問なんですけれども、はねてないものをはねても良いとして例示をすることによる混乱というのはないんでしょうか。例えば、体育の「体」、それから、

先ほど出てきた「串^{くし}」とか「来る」とか、そういう漢字に及ぼす影響とか、そういうことをいろいろ考えていくと、ここで例示して、例示したものについては考えていく。しかしそれが絶対波及するというような考え方に立たなくてもいいのかなと思うんです。

自分で言っていることがまとまらないんですけども、正直言ってここに手偏を入れていただいた方がいいのではないかなと思って来ましたが、先ほどの御説明を聞いて、混乱もするだろうなということで、まとまっていないところです。ただ学校教育、学校教育と、学校教育だけの問題という狭いとらえ方で収められる問題ではないのではないかな、ということだけは申し上げたいと思います。

○林副主査

実は、はねる、はねないというのは、漢字の字体の本質的な問題を象徴しているようなところがございます。と申しますのは、例えばはねる、はねないがディスティンクティブフィーチャー (distinctive feature 示差的特徴) になっている例はあるんです。例えば「干す」という字は、はねたら「干^う」になってしまいますが、「干^う」というのは、はねないと「干す」という字になってしまう。これは非常にまれな例ですけども、はねる、はねない、今はそういうふうに別の文字になってしまうということがございます。もちろん今の字は両方とも常用漢字表には入っておりません。しかし、はねる、はねないということと言えますと、そういう文字がある。

それから、もう一方で楷書の字体というのは習慣によって出来上がっておりますから、それが定着しておりますと、はねても、はねなくても、その字だということは分かるけれども、やっぱりはねてしまうと変だねというふうに思う。そういう心理が働く場合も非常にあります。「年」という字をはねるとちょっとおかしいとか、そういうふうなことがありますので、実は、はねる、はねないということ、楷書の字体の基本としてどういうふうに考えるかということが本質的な問題として非常に大切になります。同時に、それを教育の中で規範をどういうふうに指導していくかということになると、実際に重視するということと言うと余り細かくこだわるということは教育上の負担をいわずに増やすということにもなりますけれども、一度は正しい、正式なつまり習慣として社会に定着している字体をきちんと教えていく必要があるという考え方に立ちますと、ある程度細かいところまで子供たちに字形を認識させるという必要が出てくる、そういう考え方も当然ございます。非常に難しい問題が幾重にもこのところは重なっております。そのところを根本的なところから議論すると、これはちょっと大ごとですし、また、そういうことが必要であるとしたら、必要だろうと思いますが、別の方法で研究、検討するということにならざるを得ないのではないかな。

今回のこれに限りましては、ここまで詰まってきておりますので、手偏を入れる、入れないという、非常に限定された具体的な問題ということになりますので、今のような背景や問題の性格というものも、もう一度見直ししながら、また、一方で実態を無視してそこで入れると教育現場に混乱が生じるという心配もございますので、そういう現実問題を併せて考えて、今日の御意見を踏まえた最終原案を作らせていただきたいと思います。そういうことで、ほかに御意見がなければ、この点については、一応委員の皆様の御意見をここで承ったということで最終原案に臨みたいと思います。

○前田主査

いかがでしょうか。多くは前からいろいろ議論されてきたところで、前文の文面も今日一部修正したものを除いてはずっと前から出ている文面なんです。ですから、もうこういう文面で新しい意見が出るというよりは、やや繰り返してみたいなところが感じられます。

この段階では、もうこういう字体表として今の形で認められるかどうかという点が非常にポイントで、法律の文章とは違うわけですから、ここではこういうふうと考えられる可能性があるというよりは、全体としては、こう考えられるというところが認められるということが、まず基本だろうと思います。そして、目安としてというふうなこともあるわけですから、その目安をどう受け止めるかということは、これは、その場において違った受け止め方がされる、それを何とか一つの文面としてまとめておきたい、またまとめなければならぬということがあるわけです。いろいろ頂いた御意見をもう一度考える機会を得たいと思いますけれども、おおむねとしてこういう形でお認めいただければと思うんです。いかがでしょうか。もしそれでお認めいただけるとすれば、細かな点については今日頂いた御意見を漢字ワーキンググループも開いて、そこで相談して、次の国語分科会に出していきたいと思います。時間もなくなってきましたが、そういうことでいかがでしょうか。

○金武委員

確認なんですけれども、明朝体と筆写の楷書との関係についてという項目が、常用漢字表にも載っていて、それに対して、今回もう少し詳しく、親切になったと思います。私の理解では、一般に筆記で書く場合は、常用漢字表に掲げられた明朝体どおりでなくても、これだけ違う書き方があるから日常生活では書いてもいいということであり、入社試験で書き取りは採点が面倒くさいのでだんだん少なくなりましたが、新聞社等において書き取りの試験をやる場合には、ここに筆記体ではこう書いてもいいというものはすべて○にしてよいと考えております。質問は教育関係者の方がいろいろ御心配されているように、学習指導要領その他で詳しくそういうことは規定されればいいのかどうかということなんです。つまり、今の常用漢字の筆記体でこう書いてもいいというものは、学校教育では○になるのか、ならないのか。あるいは手偏などは、入れれば基準ができるのでしょうかけれども、入っていない場合には、世間的には手偏ははねなくても当然許容されていると思いますけれども、そういう点について、手偏とここに挙げてあるものの、学校教育における判断基準というのは違うのかどうか。その辺りのところ、教育関係者の方はどう思っているのか。

○高木委員

今、かなり手偏が話題になっていますが、多くの場合、手偏はかなり止め・はねを厳密に行っていますので、はねないと×になるような事例が多くあると感じております。繰り返しになりますが、ですから先ほどから申し上げておおり、「改定常用漢字表」が出ることによりまして、学校教育に関係する者も、教育上の問題としてこれをもう一度前向きにとらえ直していく、いいきっかけになるのではないかと私自身は思っております。ですから、そういう処理をしていかないと、せっかく今社会全体において、漢字の問題が出ていときに、学校教育のことだけに絞ってしまうと、もう少し厳密な、言い方は悪いですが、小さなところまでこだわった形になりますので、これはこれとして、社会一般の常用漢字、もう一つはこれから学校教育で、例えば2,136字を高校卒業まですべて本当に教えらるのかという問題、それからこれはこの間あるところでの雑談だったんですが、「憂鬱」の「鬱」が入ったから来年の大学入試からは「憂鬱」が漢字試験に出せるという話題も既に出ておりますので、そういった問題を含めて、学校教育でこれから漢字というものをもう一回考えるいいきっかけになっていると私は個人的に考えております。

○笹原委員

先ほど5ページの「茭」の字の備考欄で、(*)をどうするかということが話題になって

おりました。これについて、今回追加された字については、手書きと明朝体との間で差がある場合には（＊）とページ数まで振るという対応がなされたわけです。その一方で、明朝体の間で既に字形に揺れがある場合については、掲げないということに現在ではなっているわけです。そうすると、明朝体で揺れがある場合には、手書きでも揺れが同じようにあるというケースがほとんどであると思います。しかし、それが本表の備考欄からはむしろ読み取りにくくなっているという面があるように思います。例えば、「栃木県」の「栃」というのも今回採用されて、明朝で二つの揺れをデザイン差と認めているわけですが、必ず手書きでもこの両方の字形が見られるわけです。それは、栃木の「栃」、102ページにありますけれども、現状では（＊）というのがない状態になっています。個人的には、ここまでやったからには、栃木県の「栃」についても、あるいは「叱る」についても、同じように（＊）を付けて、ページ数まで付ける方が、一般には親切なんではないかという気がします。ただ、そういうふうにした場合に、一体どこまでこういうものを付けていくのかというところが恐らく問題になるんだろうと思います。例えばですけれども、今回入った字については、既存の表内字と比べたときに、類推を及ぼしにくいような明朝体が字体として掲げられているものがある。そういうものについては（＊）を残す、あるいはページを付けるというところにするというのは、いかがかなというふうに思っております。

○氏原主任国語調査官

今、「漢字表」のところに話が入ってきておりますので、1点だけ補足させてください。先ほど「付表」について申し上げなかったんですが、140ページ、141ページに「付表」があります。これについても御意見を改めてお伺いした方がいいのではないかとこのところがあります。140ページの「明日」から始まって、「明日」、「小豆」、「海女」、この「海女」について、一度御意見を頂いたんですが、付表では「海女」と書いてあるわけです。それに対して、最近では男の「あま」もいるんだ、これを「海女」と書いているのは、男性差別である、男の「あま」がいることを無視しているのかという指摘があります。この指摘についても一度、漢字小委員会の中で議論していただいたわけですが、何となくそのままになっています。漢字ワーキンググループでは「海女」と書くのを「あま」と読んでもいいというだけの話なので、そのままいいのではないかという意見と、漢字小委員会の意見を再度聞いてみようという意見があります。指摘している方は「あま」に対して、「海女」と「海士」を併記し、男性の場合には「海士」で書くという意見です。この指摘に対して、何か御意見があれば、ここで改めてお伺いしたいということでございます。

○納屋委員

結局手書き字形の問題があって、それで、前の方を（＊）のことで見たらということで備考欄に付いているんだと思います。そのときに、先ほど笹原委員がおっしゃったのですが、具体的なところで、ページ数が書いてないところと、書いてあるところと分かります。そのときに、明朝体の字体の違い、つまり、「茨城」の「茨」という字なんですけれども、23ページは「恣意的」の「恣」に置き換えたのだということになっているのではないのでしょうか。そうすると、「茨」を見ていったときに、19ページに戻って行って「茨」がこういうふうな書き方もありますという提示になっていて、そのすぐ上に「次」の字、それから「姿」の字があるわけです。すごく限定をしてくださって、このページを見てくださいますとおっしゃっているところと、「次」の字のこの形のことは分かる、非常によく分かるんですけれども、幾つものところが関係しているところと、そういう部分があるなというふうに、備考欄を見ました。ですから、広げても問題はないのですけれども、そういうところで何ページを見ろというふうに言われると、付いていないところは、どこを見たら

いいのかという疑問が出るのかもしれないと感じました。一方、これまでの議論の中で、例えば十把の「把」というところの備考欄のところを見せていただくと、前の語によって「は」が「ば」に変わったり「ば」に変わったりというふうな注まで付いていて、とても手厚い形のものになっていると感じます。

○林副主査

表の見方と本表ですけれども、私どもとしてここで最終案を確定するまでにお聞きしておきたいと思ったのは、どういうふうに示すかという技術的な問題になりますけれども、（＊）の付け方、それから、最後に氏原主任国語調査官がおっしゃった「海女」「海士」のことです。これは、前から何回かここで話題にはなったことがあると思いますけれども、この扱い、この２点が特にここで伺っておきたいと思ったことでございます。

特に「海女」「海士」については、反対がなければ入れる方向で最終案に臨みたいと思います。それから、（＊）は再度検討いたしまして、できるだけ混乱の生じないような方法を考えたいと思います。それ以外にも何かあれば、見落としているようなこともあるかもしれませんので、伺いをしておきたいということでございます。

○笹原委員

「海士」と書く「あま」も入れる方向という理解でよろしいのでしょうか。

○林副主査

御反対がなければ入れるという方向で検討することになるのではないかと思います。

○笹原委員

歴史的にも「海士」と書く「あま」は実際ありますので、現実にもそういう方がいらっしゃるということであればいいと思います。

○林副主査

部屋が大きいせいか、今日は声が響いて聞き取りにくいです。そういうことで、委員の皆様のお発言を私どもが正確に聞き取れなくて少しちぐはぐしたようなことがあったのではないかと恐れております。そんなことがございましたら、おわび申し上げます。

○前田主査

その点では大変申し訳ないんですが、私は急激に耳が悪くなってきておりまして、補聴器を付けることにしたんですけれども、まだ不慣れで、十分に聞き取りにくいところがありまして、大変御迷惑をお掛けしたような点があったかと思います。その点、おわび申し上げます。特にございませんようでしたら、これが漢字小委員会としての最後回になるわけですが、協議については、これで終わりにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。（→ 挙手なし。）

それでは、先ほどから先走って急いでいるようですけれども、本日の御意見の取扱いについては、私に御一任といっても不安なところもあるかもしれませんが、漢字ワーキンググループの皆さんにも集まっておきまして、改めて今日の御意見も含めまして検討していくということで、御一任いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。（→ 漢字小委員会了承。）

それでは、そういうことで、今日の漢字小委員会を終わりにしたいと思います。来週の月曜日、26日の、予備日は開催しないということにしたいと思います。その点も併せて、

御了承いただきたいと思います。

○林副主査

先ほど1点間違ったことを申しましたので、細かいことですが訂正させていただきます。「干(す)」という字と「于」という字、両方とも常用漢字表にないという言い方をしてしまいましたが、それは間違いで、「干(す)」は常用漢字に入っております。「于」は入っておりません。

こんなことを修正させていただいたついでに、今、前田主査のおっしゃったことについて、私なりの感想を申します。私の承知する限り、常用漢字の時の審議に比べますと非常に短期間に、しかし大量の資料を使って、非常に集中した審議ができたと思います。恐らくこれ以上のスピードでやることは不可能だし、もしそれを強行するとしたら審議にも、内容にも影響する、そういう条件の中で、恐らく最もスピーディーな審議が行われたのではないかと考えております。これは正に情報化社会の、そのスピードに合ったと言いますか、それに応じたやり方であったのではないかというふうに、今しみじみ思います。そういうことができたのも、特に委員の皆様方の、お忙しい合間をぬっての会議への御参加があつてこそということで、これだけのお忙しい、重要なポストにいらっしゃる委員が毎回こうやって、しかも、比較的短い間隔で開かれる会議に御出席くださり、いろいろ貴重な御意見を伺えたということは、これがこういう形にまとめられた一番大きな理由だったと思ひまして、しみじみと今日はそういう気持ちを強くしているということでございます。委員の方々にもいろいろな御感想もおありだろうと思ひますので、許された時間の中で、御自由にお感じになられたこと、あるいは将来に向けたお考えみたいなものがあつたら、お聞かせいただきたい、そういうことです。

○武元委員

毎回同じようなことばかり伺って恐縮なんですけど、又聞きなんですけれども、内閣告示が年内という話がマスコミに流れているんでしょうか。

○氏原主任国語調査官

マスコミに流れているかどうかは分かりませんが、お尋ねがあればこれまでと同じ説明をしております。つまり、答申が出てから大体半年ぐらいで内閣告示になるだろうということです。そうしますと、今の予定ですと、6月に文化審議会ということになっていますので、6月に答申が仮に出るとすると、6か月後で12月になります。そうしますと年内ということになりますので、これまで説明申し上げてきたことを、そのまま当てはめて年内になるだろうというところをえ方をしているのではないかと思います。

○武元委員

10月というのが、うわさですけども、流れているのはどうなんでしょうか。

○氏原主任国語調査官

それは今初めて伺いましたけれども、何月にというようなことはこちらから申し上げたことは一度もございません。

○前田主査

ほかにどなたかございませんでしょうか。それでは、本日の漢字小委員会を終わりにしたいと思います。私も長い間続けてきまして、途中でやめたいと思ったわけですが、いろ

いろな事情で続けてきました。そして何とかここまで来たということで、ほっとしております。それだけに、皆さんには大変御迷惑をお掛けすることになったのではないかと案じております。そういったことがありましたら、お許しいただきたいと思います。ここまで何とか来ましたのは、これは私の力ではなくて、正に皆様のお力添えを頂いたからと感謝しております。以上、御礼の言葉とさせていただきます。

それでは、本日はこれで閉会といたします。